



山形県公報

令和6年8月7日(水)

号 外 (19)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第593号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和6年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類(通称名ADB-5' Br-BUTINACA)
- (2) N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類(通称名N-Desethyl isotonitazene)
- (3) (2R, 3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類(通称名3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和6年8月8日

令和6年8月7日印刷
令和6年8月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県